

八戸市条例第40号

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年八戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

八戸北インター第2工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸北インター第2工業団地地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------	--

別表第2に次のように加える。

(9)	八戸北インター第2工業団地地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 法別表第2(を)項に掲げる建築物 2 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所（就業者のために建築物の附帯施設として設置されるものを除く。）、福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に規定する営業の用に供するものを除く。） 6 診療所 7 店舗、飲食店その他これらに類するもの 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 10 自動車教習所 11 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの 12 マージャン屋、ばちん 		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、2メートル（道路に面する側にあつては、4メートル）以上であること。	
-----	-----------------------	---	--	--	--

		こ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
		13 カラオケボックスその他これに類するもの		
		14 図書館、博物館その他これらに類するもの		
		15 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。